

育児休業支援手当金 【地共済法第70条の3】 令和7年4月1日施行

対象期間に一定の要件を満たした場合、最大28日間、「育児休業支援手当金」が支給されます。

支給要件

①②のいずれにも該当すること

- ①組合員が対象期間内に育児休業を取得した期間が通算14日以上である
- ②組合員の配偶者が対象期間内に育児休業を取得した期間が通算14日以上である

対象期間

父 子の誕生日から57日の間
母 産後休暇後から56日の間

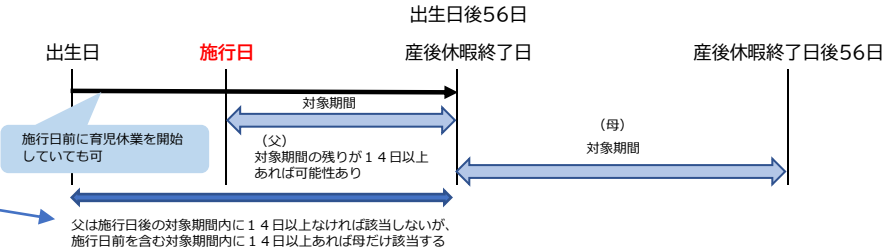
支給要件②を要しない場合 (配偶者が育児休業の制度を利用できない状況)

- 1 配偶者がいない(配偶者と子に親子関係がない、行方不明等も含む)
- 2 配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者ではない (●フリーランス ●自営業者 ●無業者 など)
- 3 配偶者が産後休暇中である
- 4 配偶者が休業できない場合として総務省令で定める場合 (労使協定に基づき事業主から育児休業を拒まれた場合 など)

施行日前から育児休業を取得している方について・・・施行日以降の対象期間内で支給要件を満たせば支給される。

施行日 令和7年4月1日

- 経過措置により施行日前から育児休業を取得している者は、施行日以降を開始日として支給されます。
- 施行日から出生日後56日までの間に通算14日以上必要です。
- 母だけ該当するケースがあります。



支給額

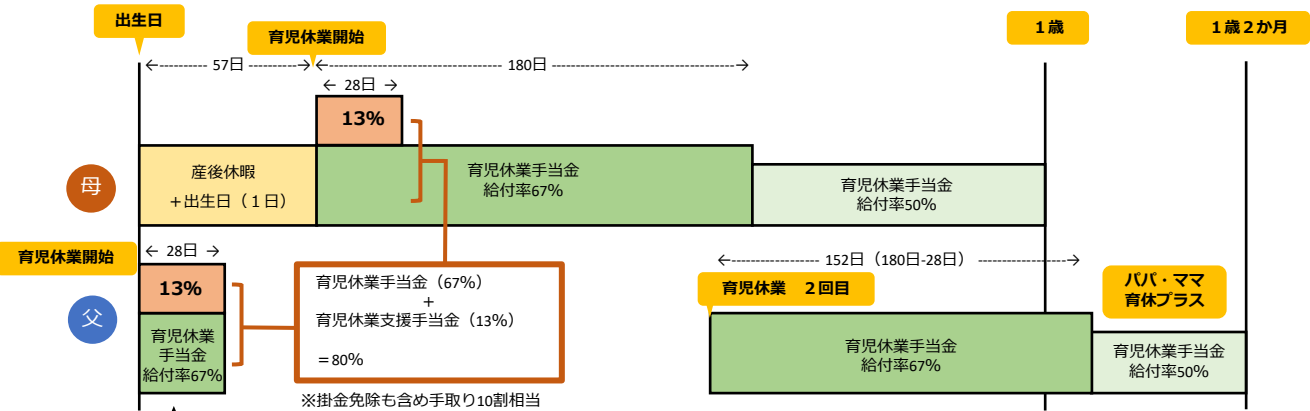
標準報酬月額の日額 × 育児休業の日数 (最大28日間) × 13%

◇標準報酬月額の日額 = 標準報酬月額 × 1/22 (10円未満四捨五入)

※ 支給日数は土・日を除く日数 (円未満四捨五入)

◇本資料で示す「期間」は土・日を含む日数

育児休業手当金・育児休業支援手当金のイメージ (パパ・ママ育休プラス制度も活用した場合)



- ・産後パパ育休を利用して2回に分けて取得することもできます。
- ・通算して14日以上取得すれば育児休業支援手当金が支給されます。

パパの育児休業支援手当金イメージ

3日～31日まで育児休業を取得したケース (対象期間内)

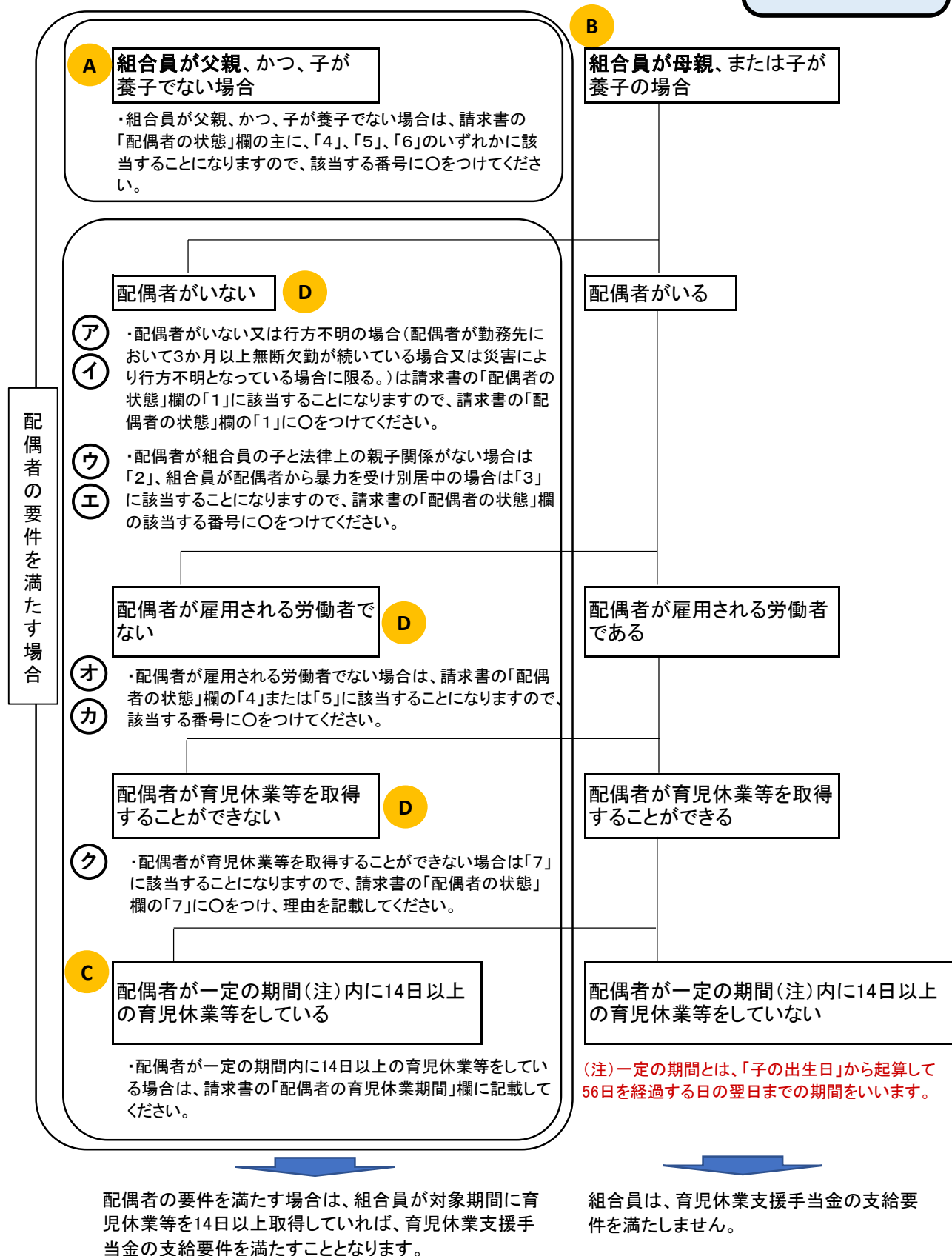
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
		①	②	③	④	⑤
8	9	10	11	12	13	14
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
15	16	17	18	19	20	21
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
22	23	24	25	26	27	28
⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
29	30	31				
㉗	㉘	㉙				

- ・通算14日以上 (①～⑭で支給要件を満たす)
- ・最大28日間 (①～㉘)
- ・ が支給される日 (20日分)
- ・対象期間内であれば2回に分けることも可能 (産後パパ育休)

育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があり、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。

本資料の1～7、A～D、⑦～⑩は請求書の表・裏面の番号、記号と一致します。



※配偶者の要件を満たす場合には、請求書裏面の添付書類を必ず提出してください。

育児休業支援手当金請求書

組合員等記号・番号		組合員氏名		所属機関	
—		男 女			
標準報酬の等級及び月額	第 等級	円	育児休業に係る子	生年月日	
				出産予定日	
育児休業期間	① ~				
	② ~				
育児休業支援手当金請求期間	① ~			左記期間中に報酬の支給がある場合は「報酬支給額証明書」を添付してください。	
	② ~				
組合員が育児休業に係る子の産後休業の取得の有無	有 ・ 無			配偶者の雇用保険加入	有 ・ 無
配偶者の育児休業期間	① ~			配偶者の職	・ 地方公務員 ・ 国家公務員 ・ その他（無職を含む）
	② ~				
配偶者が育児休業を取得していない場合 組合員の配偶者の状態で該当する番号を○で囲み、7の場合は理由を記載ください。 1 配偶者がいない 2 配偶者が組合員の子と親子関係がない 3 組合員が配偶者から暴力を受け別居中 4 配偶者が無業者 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等） 6 配偶者が産後休業中 7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない 〔 理由： 〕					
上記のとおり請求します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様 年 月 日 住所 請求者 氏名（自署）					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所属所長					

1. この請求書は支給要件を満たした上で提出してください。
2. この請求書には裏面に掲げる書類を添付してください。
3. 組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

※共済組合 使用欄	受付印	上記のとおり決定してよろしいか	
		課 長	担 当

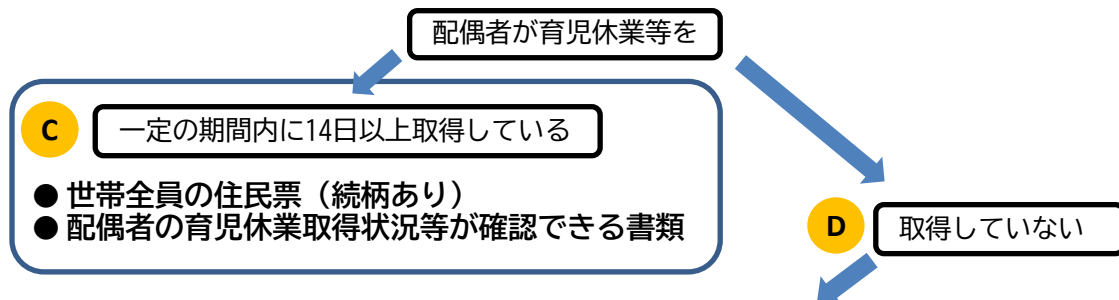
給付日数
決定金額

育児休業支援手当金請求に係る添付書類

- 報酬支給額証明書（勤務しなかった期間に報酬が支払われたときに限る）

A 組合員が父親、かつ、子が養子でない場合・・・添付書類はありません

B 組合員が母親、または子が養子の場合の添付書類



子の出生日の翌日における配偶者の状態に応じた下表の確認書類が必要

（注）「番号」は、育児休業支援手当金請求中「組合員の配偶者の状態」に記載している番号です。

D	子の出生日の翌日における配偶者の状態	表面番号	確認書類
㊦	配偶者がいない	1	①戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）または、 ②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
㊧	配偶者が行方不明（配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限りします。）	1	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、雇災証明書
㊨	配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）でも可。）
㊩	配偶者から暴力を受け別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか
㊪	配偶者が無業者	4	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため） ※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
㊫	配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）	5	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、（a）又は（b）の書類が必要です。 （a）給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類。 （b）給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）。
㊬	配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳（出生届済証明のページ）のコピー
㊭	上記以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない	7	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書及び申告書に記載された必要書類。